

見える化通信

社会保険の適用拡大を検討 働き方などに中立的な制度の見直しを



厚生労働省は現在、さらなる社会保険の適用拡大を検討しています。12月までに年金制度の改革案のとりまとめを行い、2025年の通常国会で法案が提出される見通しです。

電機連合 政策部門

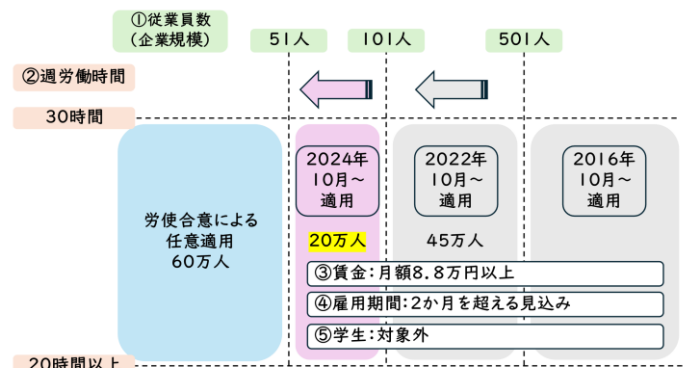
短時間労働者の 社会保険適用の現状

現在、厚生労働省では5年に1回の2025年年金制度改革に向けて、さまざまな検討が進められています。見直し項目の一つとして挙げられているのが、厚生年金に加入できる雇用者を増やす社会保険の適用拡大です。厚生労働省は段階的に適用拡大を進めています。それでもなお加入できない人が多くいます。

それは大きく分けて2つあり、一つがパートタイマーやアルバイトなど短時間労働者の人たち、そしてもう一つが、個人事業所で働く人たちです。

まず、短時間で働く人たちが社会保険に入るためには、これまで①従業員が100人超、②労働時間が週20時間以上、③月額賃金8万8,000円以上(年収約106万円)、④雇用期間は2か月を超える見込み、⑤学生でないこと、以上の5つの要件を全て満たす必要があります(図表1)。そのうち、①の企業規模要件について、2024年10月から51人以上に引き下げられました。これにより、新たに約20万人の労働者が社会保険に加入する見込みとなっています。ただしそれでも、600万人以上が適用対象外となっており、社会保険に入りたくても入ることができない人が多くいるのが現状です。企業規模によって入ることができない状況は不合理であり、要件の撤廃など、さらなる制度の見直しが求められます。

■図表1 短時間労働者の段階的な適用拡大の現状



出所: 厚生労働省の資料をもとに電機連合作成

個人事業所における 社会保険適用の現状

個人事業所で働く人たちにおいても、社会保険に入ることができない人が300万人以上います。現状、個人事業所で働く人たちは、製造業、運送業、物販販売業などの17業種が加入対象となっており、そのうち、弁護士や公認会計士などが2022年から新たに加入できるようになりました(図表2)。しかし、農林漁業や飲食サービス業、警備業など一部の業種は非適用のままです。さらには、17業種であっても従業員が5人未満の場合は非適用です。厚生労働省は、これまで非適用であった業種制限を撤廃し、常時5人以上が勤める個人事業所も完全適用するこ

■図表2 個人事業所の社会保険適用状況

業種	個人事業主	
	常時5人以上のものを 使用する事業所	5人未満の事業所
法定17業種 例: 製造業、 運送業、 物販販売業など	○ ※強制適用事業所	×
上記以外の業種 (非適用業種) 例: 農林漁業、宿泊業、 飲食サービス業、 警備業など	×	○ ※任意特定適用事業所

出所: 厚生労働省の資料をもとに電機連合作成

働き方などに 中立的な制度をめざして

雇用形態や企業規模の違いにより社会保険が適用されないことは働く者にとって不合理な状況です。厚生労働省では、12月に2025年の年金制度改革に向けたとりまとめを行い、来年の通常国会で法案を提出する予定です。電機連合は引き続きその議論動向を注視するとともに、働き方やライフスタイルに中立的な制度となるよう、さらなる社会保険の適用拡大を求めていきます。

とで、さらに約20万人の労働者が社会保険の対象になると推計しています。
注: 非適用の事業所であっても、従業員の半数以上が社会保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意特定適用事業所になることは可能です。